

平成30年1月29日

各自治会長 様

北栄町長 松本 昭夫
(公印省略)

防犯連絡委員（防犯連絡所）の推薦について（お願い）

生活に危険を及ぼす犯罪・事故・災害未然に防止し、安全で明るく住みやすい地域を実現するため、その活動の拠点となる方として倉吉警察署長および倉吉地区防犯協議会長に委嘱された防犯連絡委員（防犯連絡所）が活動されています。

現委員の任期は平成30年3月31日までとなっており、4月以降の新たな任期にかかる委員候補者を推薦するよう警察署長及び防犯協議会長から町へ依頼が届いています。

これまで現委員の所属自治会長へ人選を依頼し、委員の変更がある場合でも原則その自治会から選出していただく方法としていました。このため、特定の自治会に固定化され、委員を出し続ける自治会と委員を出さない自治会があるという状態を作っていましたが、今回、従来の選出方法を改め、各防犯連絡所の対象区域内の全自治会で調整の上、委員候補者を選出する方法にしたいと考えています。

つきましては、各防犯連絡所の区域内の自治会においてご協議のうえ、委員候補者を推薦していただきますようお願いいたします。単独自治会で防犯連絡所がある場合については、従来どおりの方法で推薦していただきますようお願いいたします。

記

防犯連絡委員の概要

- ・安全で明るく住みよい地域社会を実現するため、生活に危険を及ぼす犯罪・事故・災害を未然に防ぐ活動の拠点として、警察署長と防犯協議会長が委嘱する委員。無報酬。詳しくは別紙要綱を参照ください。
- ・委員任期：2年。次期任期：H30.4.1～H32.3.31。
- ・委員数：北栄町全体で35名。連絡所ごとの区域（対象自治会）は別紙のとおり。
- ・次期任期から新たに連絡所が2ヶ所増設されます。江北1増、国坂1増。
- ・北栄町防犯連絡委員等連絡協議会の会員としての活動あり。

推薦にあたっての留意事項

- ・1つの連絡所の区域が複数の自治会にまたがっている場合は、区域内の他自治会と調整の上候補者を推薦してください。
- ・複数自治会にまたがる連絡所の場合の推薦者（自治会長）は、複数自治会の連名でも候補者が所属する自治会単独のどちらでも構いません。
- ・現防犯連絡委員の再任は妨げません。

- ・推薦にあたっては、候補者本人の承諾を得てください。

推薦期限・推薦書提出先

平成30年2月28日（水） 総務課情報防災室（※FAXでも可。）

総務課情報防災室

担当 中原

TEL 37-3111

FAX 37-5339

防犯連絡所一覧

防犯連絡所名	対象範囲自治会	現連絡委員
国坂 1	国坂、国坂浜、大野	山信幸男（国坂浜）
国坂 2（新設）	中央団地、山西、国坂東、国坂中団地	
江北 1	江北、江北浜、東新田場、西新田場、小河原団地	富盛保美（江北）
江北 2	みどり一区、みどり二区、さくら団地	杉上恒男（みどり一区）
江北 3（新設）	みどり西団地、みどり南団地	
土下	土下	松本守人
弓原	弓原、弓原浜、駅前	長見 毅（弓原）
下神	下神、さつきヶ丘団地	牧田 功（下神）
松神	松神	浜根二三雄
北尾	北尾	欠員
北条島	北条島、向山団地	木村恵子（北条島）
米里	米里	牧田征男
曲	曲	坂本憲昭
田井	田井	村尾俊幸
由良宿東	由良宿 1 区、2 区（一部）、4 区（一部）	浦田安一（1 区）
由良宿西	由良宿 3 区（一部）、4 区（一部）、5 区、6 区	福島康博（3 区）
由良宿駅南	由良宿 2 区（一部）、3 区（一部）、7 区、緑ヶ丘団地、別所	田中賢治（緑ヶ丘団地）
妻波	妻波	山崎弘巳
大谷東	大谷	河本淳一
大谷西		灘本和幸
東園	東園、東園浜	山本博美（東園）
西園	西園	西東一清
六尾	六尾、六尾北団地	秋山 修（六尾）
瀬戸	瀬戸	井上伸幸
原	原	田中弘子
大島	大島	飯田道雄
穂波	穂波	河野宏二
西穂波	西穂波	福田泰宏
亀谷	亀谷	宮本卓行
東亀谷	東亀谷	伊藤栄寿
東高尾	東高尾	池本公英
西高尾	西高尾	長谷川真一
高千穂	高千穂	橋本繁寿
岩坪	岩坪	徳山篤仁
上種	上種	倉光 顕
下種	下種、茶ヶ条	斉尾美彦（下種）
青木比山	比山、青木、二子塚団地	藤田 保（青木）

防犯連絡所設置及び運営要綱

第1 目的

この要綱は、安全で明るく住みよい地域社会を実現するため、生活に危険を及ぼす犯罪・事故・災害の被害を未然に防止する活動（以下「地域安全活動」という。）の拠点となる防犯連絡所（以下「連絡所」という。）の設置及び運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 連絡所の設置基準

連絡所は、所轄警察署長（以下「署長」という。）が、地区防犯協議会会長（以下「会長」という。）と協議し、おおむね町内会・大字単位に各1箇所設置するものとする。

第3 防犯連絡委員、地域防犯推進員及び地域防犯推進指導員の委嘱

- 1 連絡所には、その責任者として防犯連絡委員（以下「連絡委員」という。）を置く。

連絡委員は、おおむね町内会・大字単位ごとに地域住民の信望が厚く、真に活動の推進が期待できる者又は町内会等役員の中から委嘱するものとする。

- 2 交番及び駐在所（以下「交番等」という。）の所管区ごとに、地域防犯推進員（以下「推進員」という。）を置く。

推進員は、所管区内の連絡委員の中から特に実践的活動が期待できる者を、原則として1名委嘱するものとする。

なお、推進員は、活動時においては「班長」と呼称するものとする。

- 3 警察署の管轄区域ごとに、地域防犯推進指導員（以下「指導員」という。）を置く。

指導員は、管轄区域内の推進員の中から、原則として1名又は2名委嘱するものとする。

なお、指導員は、活動時においては「総代」と呼称するものとする。

- 4 連絡委員、推進員及び指導員（以下「連絡委員等」という。）の委嘱は、署長と会長の連名による委嘱状（別記様式第1号）を交付して行うものとする。

第4 連絡委員等の任期等

- 1 連絡委員等の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

なお、連絡委員等が町内会等役員の場合の任期は、その役員の在任期間とし、残任期間は後任者が引き継ぐものとする。

- 2 連絡委員等が町内会等役員の身分の喪失、長期の疾病、その他連絡委員等としての地域の信望を損なうような適格性を欠くと認めたときは、署長は、解嘱することができるものとする。

第5 連絡所（連絡委員）の活動

連絡所（連絡委員）は、町内会、受持区域内の住民並びに地区防犯協議会及び管轄する交番等の警察官と緊密な連携を図り、防犯思想の普及・啓蒙並びに地域安全活動の推進力となって、次の活動を行うものとする。

- (1) 地域安全に関する地域住民の要望・意見等の把握と推進員、交番等への連絡
- (2) 地域安全情報の地域住民への提供・伝達
- (3) 地域安全広報資料等の住民への配布・回覧・掲示
- (4) 防犯座談会、防犯講習会、防犯パトロール等の計画・実施
- (5) 各種防犯運動の参加呼び掛け
- (6) 防犯診断、防犯指導への協力
- (7) その他の地域安全活動の推進

第6 推進員の活動

推進員は、所管区内において、次の活動を行うものとする。

- (1) 連絡委員の取りまとめと指導
- (2) 連絡委員からの地域住民の要望・意見等の集約と交番長等への連絡
- (3) 地域安全情報の連絡委員への伝達
- (4) 所管区内の住民を対象とした防犯座談会、防犯講習会、防犯パトロール等の計画・実施
- (5) 連絡委員会議の開催
- (6) 交番等・地区防犯協議会等との連絡・調整
- (7) その他の地域安全活動の調整

第7 指導員の活動

指導員は、管轄区域内において、次の活動を行うものとする。

- (1) 推進員の取りまとめと指導
- (2) 地域安全活動計画策定への参画
- (3) 地区防犯協議会、警察署等との連絡・調整
- (4) 推進員会議の開催
- (5) その他の地域安全活動の総合調整

第8 連絡所の表示

- 1 連絡所には、その表示板（別記様式第2号）を住居の玄関等の見やすい箇所に掲げるものとする。
- 2 連絡所としての委嘱期間が満了したとき及び解嘱されたときは、速やかに表示板を署長に返納するものとする。

第9 連絡所に対する指導連絡

- 1 警察官は、巡回連絡その他諸勤務等を通じて積極的に連絡所に立ち寄り、平素の協力の労を謝するとともに各種の指導並びに情報の交換及び連絡に努めるものとする。
- 2 連絡所への立寄りに際しては、関係者の権利と自由を侵害しないようにするとともに、活動上知り得た秘密は他人に漏らすことがないように配慮するものとする。

第10 広報

署長は、各種広報媒体を利用して地域安全活動に関する地域住民の理解と協力を得るように努めるものとする。

第11 会議等の開催

署長は、必要に応じて連絡委員等を対象とした会議及び研修会を開催するものとする。
その際、地区防犯協議会担当者等の出席を依頼し、必要な指導・助言を求めるものとする。

第12 表彰

署長は、連絡委員等の活動について、功労があると認めるときは、会長と協議の上、表彰を行うものとする。

第13 簿冊の備付け

署長は、防犯連絡所一覧簿（別記様式第3号）、防犯連絡所名簿（別記様式第4号）・防犯連絡処理簿（別記様式第5号）を備付け、常に整備しておくものとする。

第14 報告

- 1 連絡委員等を委嘱及び解嘱したときは、その都度、防犯連絡委員等委嘱（解嘱）報告（別記様式第6号）により報告すること。
- 2 連絡所から受理した事項を処理したときは、防犯連絡処理状況報告（別記様式第7号）により翌月10日までに、また、連絡所の効果的運用等に関し積極的に実施した施策はその都度報告すること。

役場総務課情報防災室 宛

FAX 37-5339

報告期限： 平成30年2月28日（水）

防犯連絡委員推薦書

連絡所名	連絡所
自治会名	自治会
氏 名	
住 所	北栄町 番地
電話番号	0 8 5 8 — —
生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日生

上記の者を防犯連絡員（H30.4.1～H32.3.31）として推薦します。

平成30年 月 日

_____自治会長_____ 印

_____自治会長_____ 印

_____自治会長_____ 印

_____自治会長_____ 印

_____自治会長_____ 印